宇都宮農業振興地域整備計画 農用地利用計画 利用上の注意

令和4年4月

宇都宮市経済部農業企画課

- ◎ ホームページ上での農用地利用計画の確認はあくまで参考程度としてください。土地利用や相続、減税措置等に使用するため、農用地区域内の土地かどうか確認する場合は、必ず、農業企画課まで直接お問合せください。
- 1 <u>農用地利用計画に記載されている地番は農用地区域内の土地(いわゆる農振青地)です。</u>「農業振興地域の整備に関する法律」により開発行為等の制限があります。
- 2 <u>記載されている地番は最新の地番ではありません。</u>概ね直近10年間に分 筆,合筆,換地処分等により地番が変更となっている場合は,必ず従前地番 も合わせて確認してください。
 - ※ <u>従前地番が農用地区域である場合</u>,分筆後の地番はすべて農用地区域で す。(ただし,農用地区域の除外を伴う分筆等は除く。)
- 3 <u>「備考」欄に「一部」と記載がある場合は、その地番の一部を農用地区域</u> <u>に指定しています。</u>土地利用等のため地番の一部を農用地区域から除外した場合など、分筆後の地番が農用地利用計画に反映されるまで「一部」と表記しています。
- 4 農用地利用計画に記載の無い地番は農用地区域外の土地ですが、開発行為にあたっては、農地法・都市計画法その他の法令の制限を受ける可能性がありますので、各法令等の所管部局等においてご確認ください。
- 上記のほか、ご不明な点は農業企画課担い手・農地調整グループ(電話: 028-632-2473)までお問合せください。